

被保険者のしおり

団体信用生命保険

団体信用生命保険リビングニーズ特約、団体信用生命保険重度ガン保険金前払特約、
団体信用生命保険先進医療特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約(2020) 付

団体信用就業不能保障保険

団体信用就業不能保障保険債務繰上返済支援特約、
団体信用就業不能保障保険長期就業不能見舞金特約 付

- この「被保険者のしおり」は、住信SBIネット銀行のローンご利用にあたり、保険契約にお申込みいただく方がご加入する際に知っておく必要のある保険契約の内容（「契約概要」）およびお申込みにあたり特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）を記載しています。保険契約にご加入の前に必ずお読みいただき、保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかをご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 本書面は、「契約申込書兼告知書兼同意書『被保険者様控』」とともに大切に保管してください。
- 保険契約（特約を含みます）のご加入をお断りした場合、あるいはご利用予定のローンが成立しなかった場合は、保険契約（特約のみご加入をお断りした場合はその特約）の被保険者とはなりませんのであらかじめご了承ください。

目次

団体信用生命保険

契約概要

商品のしくみ	2
保険金が支払われる場合	5

注意喚起情報

保険金が支払われない場合	11
「告知」についての重要事項	14
お申込みの撤回等に関する事項	15
保険金のご請求について	16

団体信用就業不能保障保険

契約概要

商品のしくみ	20
保険金が支払われる場合	22

注意喚起情報

保険金が支払われない場合	28
「告知」についての重要事項	30
お申込みの撤回等に関する事項	31
保険金のご請求について	32

契約概要

この「契約概要」は、ローンご利用にあたり、団体信用生命保険にお申込みいただいた方がご加入する際に知っておく必要のある保険契約の内容について特に重要な事項を記載しています。保険契約にご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。保障内容等の詳細でご不明な点につきましては、「引受保険会社および相談窓口」に記載のご照会先までお問合せください。

商品のしくみ

■ 保険商品の名称

「団体信用生命保険」

■ 保険商品の特徴

- この団体信用生命保険契約(以下、「この保険契約」といいます)は、住信SBIネット銀行(以下、「銀行」といいます)を保険契約者、銀行からローンをお借入れになるお客さまを被保険者とし、被保険者が債務返済期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に支払われる保険金を債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための団体保険です。
- 保険料は銀行が負担します。
- 保険金受取人は銀行となります。
- 先進医療給付金受取人は被保険者となります。

■ 付加する特約

この保険契約には以下の特約があります。

① 団体信用生命保険リビングニーズ特約(リビングニーズ特約)

団体信用生命保険リビングニーズ特約(以下、「リビングニーズ特約」といいます)は、債務返済期間中に被保険者が余命6カ月以内と判断されたときに支払われる特約保険金を、その時点の債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための特約です。
リビングニーズ特約の特約保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付加されている特約は消滅します。

② 団体信用生命保険重度ガン保険金前払特約(重度ガン保険金前払特約)

団体信用生命保険重度ガン保険金前払特約(以下、「重度ガン保険金前払特約」といいます)は、債務返済期間中に被保険者が悪性新生物に罹患し、標準的な治療をすべて受けても効果がなかったなどと判断されたときに支払われる特約保険金を、その時点の債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための特約です。
重度ガン保険金前払特約の特約保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付加されている特約は消滅します。

③ 団体信用生命保険先進医療特約(先進医療特約)

団体信用生命保険先進医療特約(以下、「先進医療特約」といいます)は、債務返済期間中に被保険者が傷害または疾病の治療を目的として先進医療による療養を受けたときに、先進医療にかかる技術料の被保険者負担額を給付金として、通算1,000万円まで被保険者に支払うための特約です。

※先進医療特約の加入は、SBI生命保険(以下、「SBI生命」といいます)の他の先進医療給付を行う特約(他の保険種類の特約を含みます)を通算して同一被保険者について1特約を限度とします。

④ 団体信用生命保険3大疾病保障特約(2020)(3大疾病保障特約)

団体信用生命保険3大疾病保障特約(2020)(以下、「3大疾病保障特約」といいます)は、債務返済期間中に被保険者が所定の「悪性新生物」と診断確定された場合や、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」を発病し60日以上所定の状態が継続したと診断された場合または所定の手術を受けた場合に支払われる3大疾病保険金を、その時点の債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための特約です。

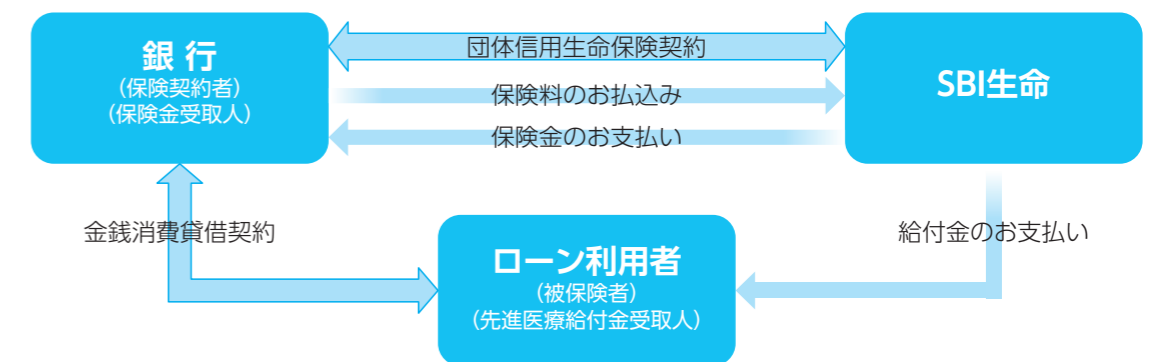
(3大疾病保障特約(50%)を付加した場合)

- 3大疾病保険金により債務残高の50%が保障されます。
- 3大疾病保険金が支払われた場合、3大疾病保障特約は消滅しますが、主契約である団体信用生命保険、リビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約、先進医療特約の保障は継続します。
- その後、死亡保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約保険金、重度ガン保険金前払特約保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付加されている特約は消滅します。

(3大疾病保障特約(100%)を付加した場合)

- 3大疾病保険金により債務残高全額が保障されます。
- 3大疾病保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付加されている特約は消滅します。

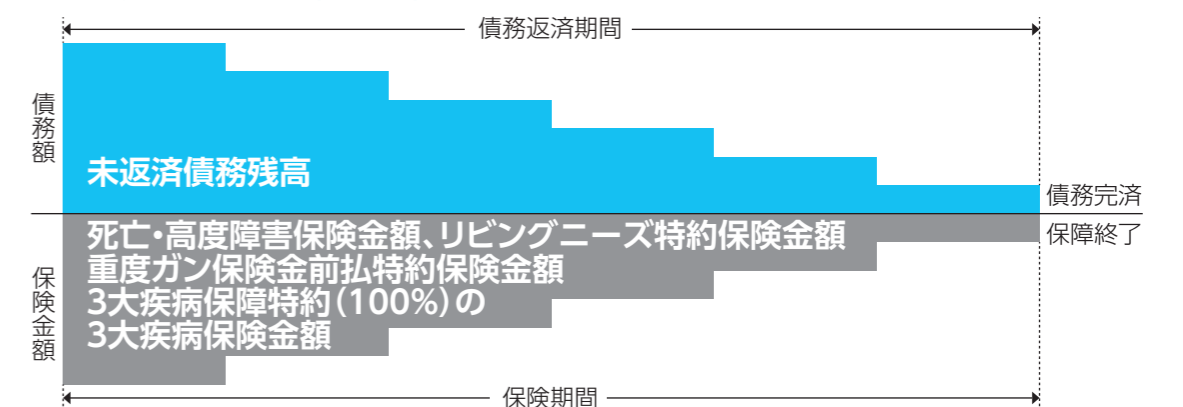
■ 「団体信用生命保険」契約関係のイメージ



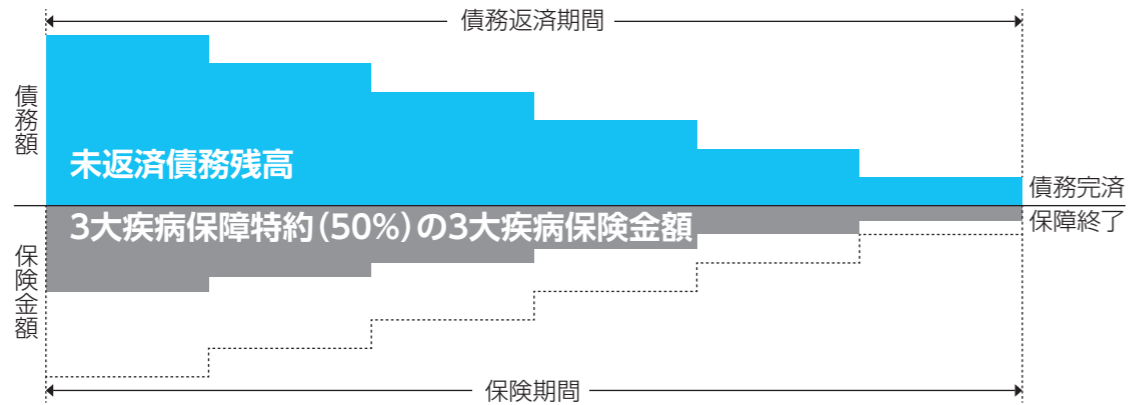
※先進医療特約の加入は、SBI生命の他の先進医療給付を行う特約(他の保険種類の特約を含みます)を通算して同一被保険者について1特約を限度とします。

■ 「団体信用生命保険」のしくみ図

<団体信用生命保険(主契約)、リビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約、3大疾病保障特約(100%)>



■ 「団体信用生命保険」のしくみ図<3大疾病保障特約(50%)>



- 死亡保険金額、高度障害保険金額、リビングニーズ特約保険金額、重度ガン保険金前払特約保険金額、3大疾病保障特約(50%)の3大疾病保険金額は借入金額(債務残高)に応じて決定し、返済後の債務残高に応じて遡減します。
- 3大疾病保障特約(50%)の3大疾病保険金額は、債務残高の50%相当額です。
- 先進医療給付金額は、先進医療技術料被保険者負担額(通算1,000万円まで)となります。

■ 責任開始日

- 保険会社が「契約申込書兼告知書兼同意書」によりご加入を承諾した場合、融資実行日(ただし、すでに融資を受けている債務者が加入申込みを行う場合には加入承諾日)から保険契約上の責任を負います。
- 保険会社の職員(コールセンター担当者等)・銀行の職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

■ リビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約および先進医療特約の責任開始日

リビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約および先進医療特約の責任開始日は、被保険者の団体信用生命保険の責任開始日と同一とします。

■ 3大疾病保障特約の責任開始日

- 3大疾病保障特約の責任開始日は、被保険者の団体信用生命保険の責任開始日と同一とします。ただし、責任開始日からその日を含めて3カ月以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合には、3大疾病保険金は支払われません。

■ 保険期間

債務返済期間と同一期間です。ただし、以下のいずれかに該当した場合、主契約および付加されている特約は消滅します。

- ① 団体信用生命保険、リビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約、3大疾病保障特約(100%)
 - ① ローンの終了(債務の完済、期限の利益の喪失により直ちに債務の全額返済を求められたとき、ローンの無効・取消または解除のとき等)
 - ② 所定の年齢になったとき
 - ③ 死亡保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約保険金または重度ガン保険金前払特約保険金が支払われたとき
 - ④ 3大疾病保障特約(100%)の3大疾病保険金が支払われたとき
- ② 3大疾病保障特約(50%)
 - 上記①の①～③のほかに、3大疾病保障特約(50%)の3大疾病保険金が支払われたとき
- ③ 先進医療特約
 - 上記①の①～④のほかに、先進医療給付金の支払額が通算支払限度(1,000万円)に達したとき

■ 返戻金

この保険契約には脱退や解約による返戻金はありません。

保険金が支払われる場合

この保険契約の保険金(給付金を含みます)のお支払いは以下のとおりです。

■ 団体信用生命保険、リビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約

名称	保険金をお支払いする場合(支払事由)	お支払い金額
死亡保険金	● 被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額
高度障害保険金	● 被保険者が責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき*1	
リビングニーズ特約保険金	● 被保険者が保険期間中に医師の診断書等で保険会社により余命6カ月以内と判断されたとき	
重度ガン保険金前払特約保険金	● 被保険者が保険期間中にガンと診断確定され、標準的な治療の指針にもとづく治療をすべて受けたが効果がなかったなどと保険会社により判断されたとき*2	

■ 先進医療特約

名称	給付金をお支払いする場合(支払事由)	お支払い金額
先進医療給付金	● 被保険者が保険期間中につきのすべてを満たす療養を受けたとき ①責任開始日以後の傷害または疾病を直接の原因とする療養 ②先進医療による療養 ※療養を受けた日において厚生労働大臣が認める先進医療に該当する場合があります。 ※3大疾病保障特約(100%)の3大疾病保険金が支払われた場合、その支払事由に該当した日の翌日から1年間先進医療特約の保障が継続します。 ただし、その3大疾病保険金が支払われることとなった疾病を直接の原因とする療養に限ります。	先進医療技術料被保険者負担額(通算1,000万円まで)

*1 高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となりその回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

*2 重度ガン保険金前払特約の支払対象となる場合

7ページに定める悪性新生物(以下、「ガン」といいます)に罹患したと医師または歯科医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)され、次のいずれかに該当すると判断(この判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態などについてなされるものとし、)される場合

- ①そのガンに対する治療をすべて受けたが、効果がなかった
- ②被保険者の身体的状態では、そのガンに対するいかなる治療も受けられず、今後も受けられる見込みがない
- ③そのガンに対して、効果が期待できる治療がない(ガンの増殖速度が遅い等の理由により、治療が行われない場合は該当しません。)

備考

1. 治療

「治療」とは、「公的医療保険制度」において保険給付の対象となる、次の(1)または(2)の治療をいいます。ただし、対症療法を除きます。

- (1)科学的根拠等に基づいて作成され、一般に開示されている日本における標準的な治療指針(「診療ガイドライン」等*)がある悪性新生物の場合、その標準的な治療指針に基づく治療
- (2)(1)以外の悪性新生物の場合、医師が医学的に有効と認めた治療
 - なお、「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度のことをいいます。
 - ア. 健康保険法
 - イ. 国民健康保険法
 - ウ. 国家公務員共済組合法
 - エ. 地方公務員等共済組合法
 - オ. 私立学校教職員共済法
 - カ. 船員保険法
 - キ. 高齢者の医療の確保に関する法律

2. 効果

「効果」とは、腫瘍縮小効果をいいます。ただし、腫瘍縮小効果以外の評価方法で治療効果の判定ができる場合には、他の評価方法による効果も含まれます。

*ガンの種類、進行状況等に応じた標準的な治療を、ガン治療の指針として、ガンの専門学会等がまとめたものです。

対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物の定義

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの /3...悪性、原発部位 /6...悪性、転移部位 悪性、続発部位 /9...悪性、原発部位または転移部位の別不詳

表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15~C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40~C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64~C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69~C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81~C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
真性赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
・骨髄線維症	D47.4
・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

3大疾病保障特約

名称	保険金をお支払いする場合(支払事由)	お支払い金額
3大疾病保険金	①被保険者が、保険期間中に、所定の悪性新生物に罹患したと医師または歯科医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。この場合、責任開始日前に悪性新生物に罹患したと診断確定されていないことを要します。 ただし、その被保険者が責任開始日からその日を含めて3カ月以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合には、3大疾病保険金は支払いません。	〈3大疾病保障特約(50%)の場合〉 3大疾病保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高の50%相当額
	②被保険者が、責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき a.所定の急性心筋梗塞(以下「急性心筋梗塞」といいます。)を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき b.急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、所定の病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)において所定の手術(以下「手術」といいます。)を受けたとき c.所定の脳卒中(以下「脳卒中」といいます。)を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき d.脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき	〈3大疾病保障特約(100%)の場合〉 3大疾病保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額

※病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
 ※責任開始日からその日を含めて3カ月以内に診断確定された所定の悪性新生物の、3カ月経過後の再発・転移等と認められる場合も、3大疾病保険金は支払われません。ただし、責任開始日からその日を含めて3カ月経過後に新たに別の所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されたときは、3大疾病保険金が支払われます。
 ※所定の悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中については8~9ページをご参照ください。
 ※所定の病院または診療所、所定の手術については10ページをご参照ください。

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。ただし、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」では該当しないものの、厚生省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第2版」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」が該当する場合には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」が該当するものとみなして取り扱います。
	新生物の性状を表す第5桁コード
	／3 悪性、原発部位
	／6 悪性、転移部位 悪性、続発部位
	／9 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

疾病名	疾病の定義
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15~C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40~C41
	皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64~C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69~C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81~C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	真性赤血球増加症<多血症> 骨髄異形成症候群 リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
	2. 急性心筋梗塞	急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞
3. 脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。)
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次のいずれかに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

1. 開頭術
2. 開胸術
3. ファイバースコープ手術
4. 血管・バスケットカテーテル手術

お申込みにあたって

保険会社所定の「契約申込書兼告知書兼同意書」に必要事項をご記入のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、お借入金額が1億円(3大疾病保障特約(100%)を付加する場合は5,000万円)を超える場合は、保険会社所定の診断書または以下の必須検査項目をすべて満たす健康診断結果通知書もしくは人間ドック成績表のご提出が必要となります。

■必須検査項目

検査項目	受診者氏名	
	生年月日	
	実施日	
	実施機関名または医師名	
	血圧	
	尿検査	尿糖、尿たんぱく、尿潜血
	肝機能検査	GOT(AST)、GPT(ALT)、γGTP
	糖尿病検査	ヘモグロビンA1c(HbA1c)または血糖値(BS)

引受保険会社および相談窓口

■引受保険会社

SBI生命保険株式会社 〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

■相談窓口

保障内容についてご不明な点や、ご請求についてのお問い合わせ等につきましては、以下までご連絡ください。

団体信用生命保険 サポートデスク  **0120-272-350** 受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00
土日・祝日 10:00～17:00 (年末年始を除く)

*携帯電話・公衆電話からもご利用いただけます。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、この保険契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しています。「契約概要」とともに必ずお読みいただき、特に主な免責事由などお客さまにとって不利益となる情報について記載されている部分の内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

保険金が支払われない場合

つぎのような場合には、保険金(給付金を含みます)をお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 責任開始日前の傷害または疾病により所定の高度障害状態になった場合または先進医療給付金の支払事由に該当した場合(その傷害や疾病について告知していただいている場合でも同様です)
- 3大疾病保険金については、責任開始日前に所定の悪性新生物と診断確定されていた場合
- 3大疾病保険金については、責任開始日からその日を含めて3カ月以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合
- 3大疾病保険金については、責任開始日からその日を含めて3カ月経過後に診断確定された所定の悪性新生物が、責任開始日からその日を含めて3カ月以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められる場合
- 3大疾病保険金については、責任開始日前の疾病により急性心筋梗塞・脳卒中と診断され所定の状態が60日以上継続した場合またはその治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合(その疾病について告知していただいている場合でも同様です)
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合
- 保険契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致した場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合
- 保険金・給付金の免責事由に該当した場合
(団体信用生命保険、リビングニーズ特約)

名称	免責事由
死亡保険金 高度障害保険金 リビングニーズ特約 保険金	①被保険者が責任開始日から1年未満で自殺したとき
	②被保険者が戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき
	③保険契約者または保険金受取人の故意により、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になったとき
	④保険契約者または保険金受取人の故意により、被保険者が余命6カ月以内と判断されたとき
	⑤被保険者の故意により所定の高度障害状態になったとき
	⑥被保険者の故意により余命6カ月以内と判断されたとき

〈先進医療特約〉

名称	免責事由
先進医療給付金	つぎのいずれかにより先進医療給付金の支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の別表に定める薬物依存* ⑧原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚所見のないもの ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争その他の変乱

※「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

●保険金・給付金のお支払いができない場合の代表的な事例

〈死亡保険金〉

・告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約が告知義務違反により解除となった場合

例) 責任開始日前に「肝硬変」で通院していることについて告知をせずに加入し、加入1年後に「肝硬変」を原因とする「肝ガン」で死亡された場合(ただし、死亡の原因が「胃ガン」であって、告知を行わなかった「肝硬変」による通院との間に因果関係がない場合はお支払いの対象となります)

〈高度障害保険金〉

・責任開始日前に生じた傷害、疾病を原因として高度障害状態になった場合

例) 傷害または疾病の発生日が6/1、責任開始日(融資実行日)が7/1の場合で、7/1以降に所定の高度障害状態に該当した場合

➡責任開始日前の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当したということになり、本人が知っていたかどうかまたは告知をいただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金のお支払いはできません。(ただし、高度障害状態の原因とこの傷害または疾病に因果関係のない場合はお支払いの対象となります)

・高度障害状態に該当しない場合

例) ①片麻ひの場合

「脳こうそく」の後遺症として左半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行についてはいずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合

②心臓ペースメーカーの埋め込みのみの場合

③腎臓病による人工透析のみの場合

④リハビリ等により当初の障害状態が改善される可能性があるなど、症状が固定しているとはいえない場合

➡身体障害認定基準における身体障害者障害程度等級1級の障害状態であってもこの保険契約における高度障害状態に該当しない場合があります。ご注意ください。

〈3大疾病保険金〉

・責任開始日からその日を含めて3カ月以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合

・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン、上皮内ガン、大腸粘膜内ガン等に罹患した場合(支払事由に該当しない場合)

➡上皮内ガンとは、腫瘍細胞の増殖が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまり、基底膜(大腸については粘膜筋板)を越える浸潤を認めないものをいいます。上皮…からだの体表面や諸臓器の内面等を覆う細胞層をいいます。基底膜…上皮とその下の組織との間にあります。粘膜筋板…粘膜固有層と粘膜下層の間にあります。

「告知」についての重要事項

以下の事項は、告知を行う際に重要な事項ですので、告知を行う前に必ずご確認ください。

■ 告知義務

- 保険会社が書面等(電磁的方法を含みます。以下同じ)でたずねることがらについては、ありのままをご記入ください。
- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人などが無条件に加入された場合、公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態等について「告知書」(電磁的方法を含みます。以下同じ)で保険会社がたずねることがらについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 保険会社の職員(コールセンター担当者等)・銀行の職員等がお客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

■ 告知受領権

- 保険会社の職員(コールセンター担当者等)・銀行の職員等は告知を受領する権限がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、指定された書面等をご提出ください。

■ 正しく告知されない場合のデメリット

- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、「告知義務違反」としてその被保険者の保険契約または特約を解除することがあり、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
- なお、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。
- 保険金・給付金が支払われない場合、債務が返済できないことがありますので特にご注意ください。

■ 傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあります

- 保険会社では、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご加入のお申込みをお断りすることもございますが、傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありませんので、ありのままを正確に告知してください。

■ 借り換え融資の場合

借り換え融資の場合は、以下の点に十分ご注意ください。

- 新たな団体信用生命保険契約にご加入いただくこととなりますので、借り換え日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方が新たな保障開始日となります。このため、生命保険会社は借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はいたしかねます。
- 新規融資に伴うご加入の場合と同様に告知義務があります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入のご承諾ができなかったり、その告知をされなかったために告知義務違反による解除や詐欺による取消しとなり保険金・給付金のお支払いができない場合があります。

■ 告知に関する照会先

- 告知を行うにあたり、ご不明な点等がございましたら、以下までご連絡ください。

団体信用生命保険 サポートデスク  **0120-272-350**
受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00
土日・祝日 10:00～17:00
(年末年始を除く)
*携帯電話・公衆電話からもご利用いただけます。

お申込みの撤回等に関する事項

- この商品は銀行が保険契約者となる団体保険契約のためお申込みの撤回または保険契約の解除(クーリングオフ)の適用対象とはなりません。

保険金のご請求について

■ 保険金(給付金を含みます)のご請求方法

- 被保険者の方が保険金・給付金の支払事由に該当されたときだけでなく、支払の可能性があらわれるとき、ご不明な点が生じたときについても、すみやかに銀行までご連絡をお願いします。ご連絡が遅れた場合、または、銀行へのローン返済が遅延している場合には、一部利息等の支払いがされないことがあります。銀行から保険金・給付金支払事由の発生の報告を受けた場合、保険会社から銀行に対してローン契約の内容を確認させていただきます。また、保険会社もしくは保険会社の委託した調査機関により支払事由報告内容の確認をさせていただく場合があります。確認させていただく内容は、保険金・給付金のお支払いを迅速かつ確実に行うという目的以外には用いません。
- 万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険契約に加入していること、および加入している保険契約の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類、代理請求人制度など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

■ 代理請求人制度(先進医療給付金のみ)

- 被保険者に給付金を請求できない事情がある場合で、かつ、給付金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次に掲げる方のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を保険会社に申し出て、保険会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として給付金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
 - ② ①に規定する方がいない場合または①に規定する方に給付金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する方がいない場合または①および②に規定する方に給付金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- 被保険者に給付金を請求できない事情がある場合の具体例
 - ・ 事故や病気等で寝たきり状態となり、被保険者が給付金を請求する意思表示ができない場合
 - ・ 病名が医師から被保険者に告知されず、ご家族のみが知っている場合 など
- 給付金お支払い後の注意事項
 - ・ 代理請求をされた方に給付金をお支払いした場合には、その後被保険者からその給付金についてご請求を受けても、重複してのお支払いはいたしません。

■ 保険金(給付金を含みます)の請求必要書類

- 場合により、以下以外の書類をご提出いただくことや、以下の書類を省略させていただくこともあります。書類の取得に際しての費用は被保険者負担となります。

死亡したとき

- ① 死亡保険金支払請求書(銀行が提出します)
- ② 被保険者についての医師の死亡診断書または死体検案書
- ③ 被保険者の除籍もしくは死亡の事実の記載がある住民票または被保険者の除籍の記載がある戸籍謄本もしくは戸籍抄本
- ④ 保険会社所定の事故状況報告書(交通事故の場合、交通事故証明書)

所定の高度障害状態になったとき

- ① 高度障害保険金支払請求書(銀行が提出します)
- ② 保険会社所定の医師の診断書
- ③ 保険会社所定の事故状況報告書(交通事故の場合、交通事故証明書)

リビングニーズ特約保険金の支払事由に該当したとき

- ① 特約保険金支払請求書(銀行が提出します)
- ② 保険会社所定の医師の診断書

重度ガン保険金前払特約保険金の支払事由に該当したとき

- ① 特約保険金支払請求書(銀行が提出します)
- ② 保険会社所定の医師または歯科医師の診断書

3大疾病保険金の支払事由に該当したとき

- ① 3大疾病保険金支払請求書(銀行が提出します)
- ② 保険会社所定の医師または歯科医師の診断書

先進医療給付金の支払事由に該当したとき

- ① 先進医療給付金支払請求書
- ② 保険会社所定の医師の診断書
- ③ 保険会社所定の事故状況報告書(交通事故の場合、交通事故証明書)
- ④ 先進医療による療養を受けたことを証する書類

■ 保険金(給付金を含みます)のお支払時期

- ご請求に必要な書類が保険会社に到着した日からその日を含めて5営業日以内に保険金・給付金をお支払いします。ただし、保険契約の締結時から保険金・給付金の請求時までには保険会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、確認する事項と確認を終える時期を通知します。

■ 時効

- 保険金その他この保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

その他ご留意いただきたいこと

■ 生命保険契約者保護機構

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険会社が経営破綻に陥った場合、保険金、給付金等の支払が一定期間凍結されたり、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。
- SBI生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構の会員であり、経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

■ 指定紛争解決機関および生命保険相談所

- この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会が設けられ、契約者等の正当な利益の保護が図られています。

■ 個人情報の取り扱いについて

この保険契約へのご加入にあたっては、以下の個人情報の取り扱いについてご同意いただく必要があります。ご同意いただけない場合、この保険契約にご加入いただくことはできません。

● 個人情報の取得について

「契約申込書兼告知書兼同意書」に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、借入金額・期間等の他、保健医療等の機微(センシティブ)情報を含みます)(以下、「個人情報」といいます)は、当該書面に記載の保険契約者である金融機関等(以下、「保険契約者」といいます)が取得し、保険契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)に提供いたします。保険契約者から提出をお願いした医師の「健康診断結果証明書」や「診断書」等の書類に記載の個人情報も同様です。なお、保険会社は、これら書類を作成した医療機関等に対して当該書面の記載内容に関して質問し、お客様の保健医療等の機微(センシティブ)情報を取得する場合があります。

● 利用目的について

保険契約者は、本保険契約の運営において入手する個人情報を、本保険契約の事務手続きのために利用します。また本保険契約の加入諾否結果をローンのお借入れに際し利用することがあります。保険会社は、お客様の個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用いたします。

- ① 各種保険のお引受・ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ② 保険会社からの関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

● 機微(センシティブ)情報の取得、利用について

保険会社は、保健医療情報などの機微(センシティブ)情報を業務上必要な範囲でのみ取得し、利用いたします。

なお、病歴や健康診断の結果等に関する情報は、個人情報の保護に関する法律に定める要配慮個人情報として、関連法令や金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に従って適切に取り扱います。

● 再保険引受会社への個人情報提供について

保険会社は、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険を含む)を行うことがあり、再保険引受会社において当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金等支払いに利用するために、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および、健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険引受会社に提供することがあります。

● 保険会社から保険契約者への個人情報提供について

保険会社は、加入諾否結果等、保険契約の運営に必要な情報を保険契約者に提供します。

● 個人情報の継続利用について

今後、借入金額および借入期間等、お客さまの個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

また、引受保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

● 保険会社におけるお客さまの個人情報の取り扱いの詳細について

SBI生命およびSBIグループにおけるお客さまの個人情報の利用、管理およびそれらの目的等、取り扱い、ならびに共同利用についての詳細は、ホームページ <https://www.sbilife.co.jp/corporate/compliance/privacy.html>にてご確認ください。

● 個人情報取扱事業者の住所、名称、代表者

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

SBI生命保険株式会社

代表取締役社長 小野 尚

契約概要

この「契約概要」は、ローンご利用にあたり、団体信用就業不能保障保険にお申込みいただいた方がご加入する際についておく必要のある保険契約の内容について特に重要な事項を記載しています。保険契約にご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。保障内容等の詳細でご不明な点につきましては、「引受保険会社および相談窓口」に記載のご照会先までお問合せください。

商品のしくみ

■ 保険商品の名称

「団体信用就業不能保障保険」

■ 保険商品の特徴

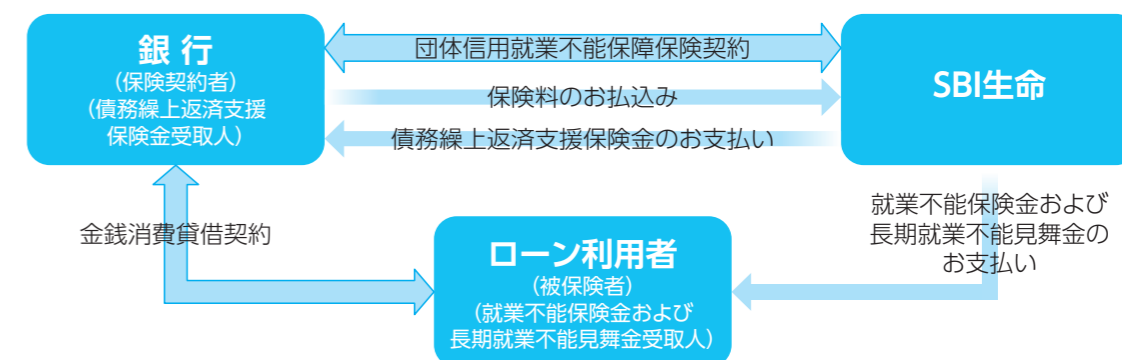
- この団体信用就業不能保障保険契約（以下、「この保険契約」といいます）は、住信SBIネット銀行（以下、「銀行」といいます）を保険契約者とし、銀行からローンをお借入れになるお客さまを被保険者とした保険契約であり、被保険者が債務返済期間中に
 - ・傷害または疾病により就業不能となり、ローンの返済日が到来した場合に支払われる就業不能保険金
 - ・傷害または疾病により就業不能となり、その状態が所定の免責期間を超えて継続した場合に支払われる債務繰上返済支援保険金（団体信用就業不能保障保険債務繰上返済支援特約）
 - ・傷害または疾病により就業不能となり、その状態が所定の免責期間を超えて継続した場合に支払われる長期就業不能見舞金（団体信用就業不能保障保険長期就業不能見舞金特約）

を、お支払いすることで被保険者の生計の安定を図るための団体保険です。

- 保険料は銀行が負担します。
- 就業不能保険金および長期就業不能見舞金の受取人は被保険者となります。
- 債務繰上返済支援保険金の受取人は銀行となります。

<p>就業不能(状態)とは?</p>	<p>被保険者が傷害または疾病により、次のいずれかの事由に該当することをいいます。</p> <p>①その傷害または疾病の治療のため、入院していること</p> <p>②その傷害または疾病の治療のため、医師の指示により自宅等において療養していること</p> <p>なお、被保険者が傷害または疾病により死亡した後もしくは傷害または疾病が治癒した後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能とはいいません。</p> <p>● 自宅等における療養とは</p> <p>身体の障害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。ただし、軽労働(梱包、検品等の作業のことをいいます)または座業(事務等のことをいいます)ができる場合は、自宅等における療養には該当しません。</p>
---------------------------	---

■ 「団体信用就業不能保障保険」契約関係のイメージ



■ 「団体信用就業不能保障保険」のしくみ図



- 長期就業不能見舞金額は30万円です。

■ 保障の開始日

- 保険会社が「契約申込書兼告知書兼同意書」によりご加入を承諾した場合、融資実行日（ただし、すでに融資を受けている債務者が加入申込みを行う場合には加入承諾日）を責任開始日とし、責任開始日から起算する待機期間（3カ月）満了日の翌日から保険契約上の保障を開始します。融資実行日・加入承諾日からすぐにこの保険契約による保障が開始するわけではありませんので、ご注意ください。
- 保険会社の職員（コールセンター担当者等）・銀行の職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

■ 特約の保障の開始日

団体信用就業不能保障保険債務繰上返済支援特約、団体信用就業不能保障保険長期就業不能見舞金特約の保障の開始日は、被保険者の団体信用就業不能保障保険の保障の開始日と同一とします。

■ 保険期間

- 債務返済期間と同一期間です。ただし、以下のいずれかに該当した場合、主契約および付加されている特約は消滅します。
 - ①ローンの終了（債務の完済、期限の利益の喪失により直ちに債務の全額返済を求められたとき、ローンの無効・取消または解除のとき等）
 - ②所定の年齢になったとき
 - ③支払限度期間の終了（所定の支払限度期間分の就業不能保険金が支払われたとき）
 - ④債務繰上返済支援保険金が支払われたとき
- 被保険者ご本人の事情により脱退を希望されるときは銀行にご相談ください。

■ 返戻金

この保険契約には脱退や解約による返戻金はありません。

保険金が支払われる場合

この保険契約の保険金(見舞金を含みます)のお支払いは以下のとおりです。なお、以下に記載する「特定疾病および重度慢性疾患」とは、悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中(特定疾病)および高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎(重度慢性疾患)をいいます。

※上皮内ガン、大腸の粘膜内ガン等は悪性新生物に含まれません。対象となる「特定疾病および重度慢性疾患」は、25・26ページをご覧ください。

【特定疾病および重度慢性疾患に該当する場合の保険金のお支払い】



〈保険金をお支払いする場合(支払事由)〉

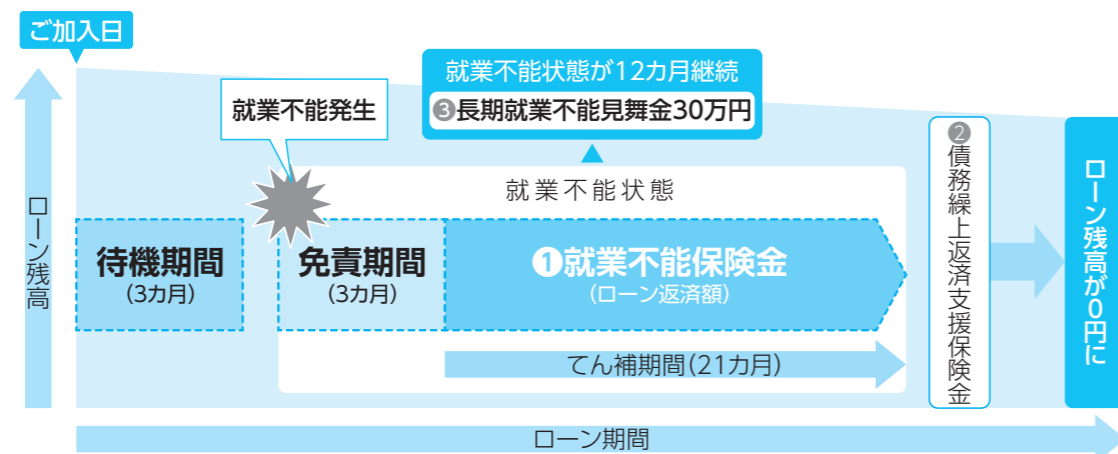
①就業不能保険金

被保険者が責任開始日以後の特定疾病または重度慢性疾患により、待機期間満了日の翌日以後に就業不能状態におちいり、その状態が継続し、てん補期間(12カ月)中のローンの返済日が到来した場合、保険金をお支払いします。

②債務繰上返済支援保険金(団体信用就業不能保障保険債務繰上返済支援特約)

被保険者が待機期間満了日の翌日以降に、特定疾病または重度慢性疾患により就業不能状態となり、12カ月を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続した場合、保険金をお支払いします。

【特定疾病および重度慢性疾患以外の場合の保険金・見舞金のお支払い】



〈保険金・見舞金をお支払いする場合(支払事由)〉

①就業不能保険金

被保険者が責任開始日以後の疾病(特定疾病および重度慢性疾患を除く)または傷害により、待機期間満了日の翌日以後に就業不能状態におちいり、その状態が3カ月をこえて継続し、てん補期間(21カ月)中のローンの返済日が到来した場合、保険金をお支払いします。

②債務繰上返済支援保険金(団体信用就業不能保障保険債務繰上返済支援特約)

被保険者が待機期間満了日の翌日以降に、疾病(特定疾病および重度慢性疾患を除く)または傷害により就業不能状態となり、24カ月を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続した場合、保険金をお支払いします。

③長期就業不能見舞金(団体信用就業不能保障保険長期就業不能見舞金特約)

被保険者が待機期間満了日の翌日以降に、疾病(特定疾病および重度慢性疾患を除く)または傷害により就業不能状態となり、12カ月を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続した場合、見舞金をお支払いします。

■ 保険金および見舞金の額

●就業不能保険金

保険金額は保険金支払対象月のローン契約の予定返済額(ボーナス返済月についてはその返済額と月々の返済額)とします。

●債務繰上返済支援保険金

保険金額は、債務繰上返済支援保険金の支払事由に該当した時のローン契約の債務残高相当額とします。

※支払われる保険金額には、延滞利息は含まれません。
※就業不能状態が開始した時以降に増加した債務につきましては、保険金のお支払い対象とはなりません。

●長期就業不能見舞金

見舞金額は、30万円とします。

■ 保険金および見舞金受取人

●就業不能保険金

受取人:被保険者

●債務繰上返済支援保険金

受取人:本人の同意を得た保険契約者(銀行)
銀行に支払われた債務繰上返済支援保険金はローンの返済に充当されます。

●長期就業不能見舞金

受取人:被保険者

■ 保険金および見舞金をお支払いする期間・回数

●就業不能保険金

保険金をお支払いする期間は、1回の就業不能状態につき以下に定めるてん補期間を限度とします。また、お支払いを通算して以下に定める支払限度期間をもって終了します。

	てん補期間	支払限度期間
①特定疾病または重度慢性疾患の場合	12カ月	36カ月
②特定疾病および重度慢性疾患以外の疾病または傷害の場合	21カ月	

●債務繰上返済支援保険金

債務繰上返済支援保険金は保障の開始日から終了までの期間を通じて、1回のみお支払いします。この場合、主契約および付加されている特約は消滅します。

●長期就業不能見舞金

長期就業不能見舞金は保障の開始日から終了までの期間中、支払事由に該当するたびにお支払いします。ただし、債務繰上返済支援保険金が同時に支払われる場合は、見舞金をお支払いしません。

■ 免責期間

● 就業不能保険金

就業不能状態が開始した日から起算する以下に定める期間を免責期間とし、この期間は就業不能保険金をお支払いできません。

① 特定疾病または重度慢性疾患の場合	なし
② 特定疾病および重度慢性疾患以外の疾病または傷害の場合	3カ月

● 債務繰上返済支援保険金

就業不能状態が開始した日から起算する以下に定める期間を免責期間とし、この期間を経過した日の翌日0時まで就業不能状態が継続した場合、債務繰上返済支援保険金をお支払いします。

① 特定疾病または重度慢性疾患の場合	12カ月
② 特定疾病および重度慢性疾患以外の疾病または傷害の場合	24カ月

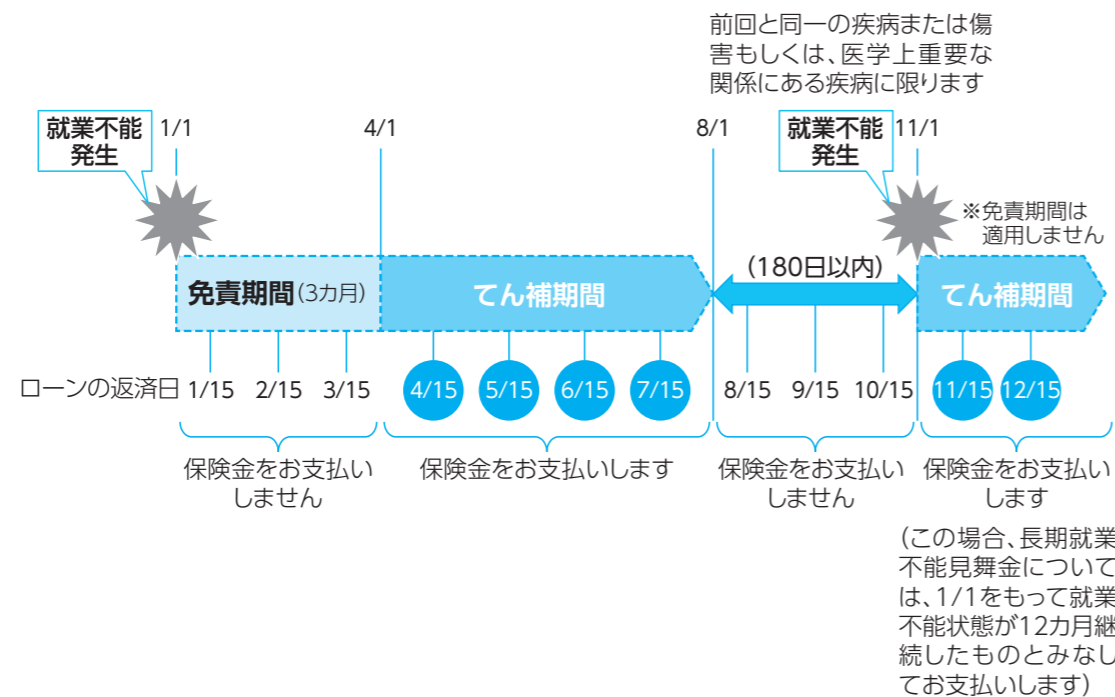
● 長期就業不能見舞金

就業不能状態が開始した日から起算する12カ月を免責期間とし、この期間を経過した日の翌日0時まで就業不能状態が継続した場合、長期就業不能見舞金をお支払いします。ただし、債務繰上返済支援保険金と同時に支払われる場合は、見舞金をお支払いしません。

※ 保険金がお支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に、前回と同一の傷害、または疾病もしくは医学上重要な関係^(注)にある疾病によりふたたび就業不能状態となったときは、前回と継続した同一の就業不能状態として取り扱い、後の就業不能状態については新たに免責期間を適用しません。

また、前回保険金がお支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から再び就業不能状態となった日の前日までの期間は、てん補期間に含めないものとし、その期間にローンの返済日が到来した場合は、保険金はお支払いしません。

(例) ローンの返済日が15日・特定疾病および重度慢性疾患以外の場合



(注)「医学上重要な関係」とは、病名が違っていても、医学上特に関連があるとされる一連の疾患を指します。たとえば、

- ① 高血圧症とそれに起因する心臓疾患、脳血管疾患あるいは腎臓疾患
- ② 糖尿病とそれに起因する腎症、網膜症あるいは白内障
- ③ 動脈硬化とそれに起因する脳血管疾患
- ④ 胆石症とそれに起因する胆のう炎、胆のうガンあるいは胆管炎
- ⑤ 肝機能障害とそれに起因する慢性肝炎、肝硬変、肝ガン
- ⑥ 大腸ポリープとそれに起因する大腸ガン等をいいます。

■ ローンの返済日が土日、祝日の場合のご注意

この保険契約において、ローンの約定返済日が土日、祝日の場合は、実際に返済が行われる日を返済日とします。

■ 特定疾病および重度慢性疾患

1. 対象となる疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15~C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40~C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43~C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64~C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69~C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81~C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	真性赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
・骨髄線維症	D47.4	
・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5	

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63
	頸動脈瘤および解離	I72.0
	椎骨動脈の動脈瘤および解離	I72.6
高血圧症	高血圧性疾患	I10~I15
糖尿病	糖尿病	E10~E14
慢性腎不全	慢性腎臓病	N18
肝硬変	アルコール性肝硬変	K70.3
	原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	その他および詳細不明の肝硬変	K74.6
慢性膵炎	アルコール性慢性膵炎	K86.0
	その他の慢性膵炎	K86.1

2. 上記1において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」がつぎのものをいいます。ただし、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」では該当しないものの、厚生省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第2版」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」が該当する場合には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」が該当するものとみなして取り扱います。

新生物の性状を表す第5桁コード	
/3	悪性、原発部位
/6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9	悪性、原発部位または転移部位の別不詳

お申込みにあたって

保険会社所定の「契約申込書兼告知書兼同意書」に必要事項をご記入のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、お借入金額が1億円を超える場合は、保険会社所定の診断書または以下の必須検査項目をすべて満たす健康診断結果通知書もしくは人間ドック成績表のご提出が必要となります。

■必須検査項目

検査項目	受診者氏名	
	生年月日	
	実施日	
	実施機関名または医師名	
	血圧	
	尿検査	尿糖、尿たんぱく、尿潜血
	肝機能検査	GOT(AST)、GPT(ALT)、γGTP
糖尿病検査	ヘモグロビンA1c(HbA1c)または血糖値(BS)	

引受保険会社および相談窓口

■引受保険会社

SBI生命保険株式会社 〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

■相談窓口

保障内容についてご不明な点や、ご請求についてのお問い合わせ等につきましては、以下までご連絡ください。

団体信用生命保険 サポートデスク  **0120-272-350**

 受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00
 土日・祝日 10:00～17:00
 (年末年始を除く)

*携帯電話・公衆電話からもご利用いただけます。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、この保険契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しています。「契約概要」とともに必ずお読みいただき、特に主な免責事由などお客さまにとって不利益となる情報について記載されている部分の内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

保険金が支払われない場合

つぎのような場合には、保険金(見舞金を含みます)をお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 責任開始日前の傷害または疾病により就業不能状態になった場合(その傷害や疾病について告知していただいている場合でも同様です)。ただし、その就業不能状態が責任開始日から起算して2年を経過した後に開始した場合は、責任開始日以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金・見舞金の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合
- 保険契約者、被保険者または受取人が保険金・見舞金を詐取する目的で事故招致した場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合、他の保険契約等との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合など、重大な事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合
- 被保険者が次のいずれかにより就業不能状態に該当した場合
 - ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②保険金の受取人の故意または重大な過失
 - ③被保険者の犯罪行為
 - ④被保険者の別表に定める精神障害*
 - ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑧被保険者の薬物依存
 - ⑨被保険者の妊娠、出産(妊娠にともなう合併症・異常分娩は、含みません)
 - ⑩頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも医学的他覚所見のないもの(原因の如何を問いません)
 - ⑪地震、噴火または津波
 - ⑫戦争その他の変乱

※対象となる精神障害とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F04
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F05
脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害	F06
脳の疾患、損傷および機能不全による人格および行動の障害	F07
詳細不明の器質性または症状性精神障害	F09
アルコール使用<飲酒>による精神および行動の障害	F10
アヘン類使用による精神および行動の障害	F11
大麻類使用による精神および行動の障害	F12
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	F13
コカイン使用による精神および行動の障害	F14
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	F15
幻覚薬使用による精神および行動の障害	F16
タバコ使用<喫煙>による精神および行動の障害	F17
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	F18
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	F19
統合失調症	F20
統合失調症型障害	F21
持続性妄想性障害	F22
急性一過性精神病性障害	F23
感応性妄想性障害	F24
統合失調感情障害	F25
その他の非器質性精神病性障害	F28
詳細不明の非器質性精神病	F29
躁病エピソード	F30
双極性感情障害<躁うつ病>	F31
うつ病エピソード	F32
反復性うつ病性障害	F33
持続性気分[感情]障害	F34
その他の気分[感情]障害	F38
詳細不明の気分[感情]障害	F39
解離性[転換性]障害	F44
身体表現性障害	F45
産じょく<褥>に関連した精神および行動の障害、他に分類されないもの	F53
広汎性発達障害	F84
精神障害、詳細不明	F99

- 保険金・見舞金のお支払いができない場合の代表的な事例
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約が告知義務違反により解除となった場合
 - 例) 責任開始日前に「肝硬変」で通院していることについて告知をせずに加入し、加入1年後に「肝硬変」を原因とする「肝ガン」で就業不能状態におちいった場合(ただし、就業不能状態におちいった原因が「胃ガン」であって、告知を行わなかった「肝硬変」による通院との間に因果関係がない場合はお支払いの対象となります)
 - ・責任開始日前に生じた傷害、疾病を原因として就業不能状態になった場合
 - 例) 傷害または疾病の発生日が6/1、責任開始日(融資実行日)が7/1の場合で、待機期間(3カ月)経過後に就業不能状態に該当した場合
 - ➡責任開始日前の傷害または疾病を原因として就業不能状態に該当したということになり、本人が知っていたかどうかまたは告知をいただいているかどうかにかかわらず、保険金・見舞金のお支払いはできません。(ただし、就業不能状態の原因とこの傷害または疾病に因果関係のない場合、またはその就業不能状態が責任開始日から起算して2年を経過した後に開始した場合はお支払いの対象となります)

- なお、「現在の医療水準では治癒が困難または支払事由に該当する危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、保険金・見舞金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。
- 保険金・見舞金が支払われない場合、債務が返済できないことがありますので特にご注意ください。

■ 傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあります

- 保険会社では、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金・見舞金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご加入のお申込みをお断りすることもございますが、傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありませんので、ありのままを正確に告知してください。


■ 借り換え融資の場合

借り換え融資の場合は、以下の点に十分ご注意ください。

- 新規融資に伴うご加入の場合と同様に告知義務があります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入のご承諾ができなかったり、その告知をされなかったために告知義務違反による解除や詐欺による取消しとなり保険金・見舞金のお支払いができない場合があります。

■ 告知に関する照会先

- 告知を行うにあたり、ご不明な点等がございましたら、以下までご連絡ください。

団体信用生命保険
 サポートデスク  **0120-272-350**
受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00
 土日・祝日 10:00～17:00
 (年末年始を除く)

*携帯電話・公衆電話からご利用いただけます。

「告知」についての重要事項

以下の事項は、告知を行う際に重要な事項ですので、告知を行う前に必ずご確認ください。

■ 告知義務

- 保険会社が書面等(電磁的方法を含みます。以下同じ)でたずねることがらについては、ありのままをご記入ください。
- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人などが無条件に加入された場合、公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態等について「告知書」(電磁的方法を含みます。以下同じ)で保険会社がたずねることがらについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 保険会社の職員(コールセンター担当者等)・銀行の職員等がお客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

■ 告知受領権

- 保険会社の職員(コールセンター担当者等)・銀行の職員等は告知を受領する権限がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、指定された書面等をご提出ください。

■ 正しく告知されない場合のデメリット

- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、「告知義務違反」としてその被保険者の保険契約または特約を解除することがあり、保険金・見舞金をお支払いできない場合があります。

お申込みの撤回等に関する事項

- この商品は銀行が保険契約者となる団体保険契約のためお申込みの撤回または保険契約の解除(クーリングオフ)の適用対象とはなりません。

保険金のご請求について

■ 保険金(見舞金を含みます)のご請求方法

- 被保険者の方が保険金・見舞金の支払事由に該当されたときだけでなく、支払の可能性があらわれるとき、ご不明な点が生じたときについても、すみやかに銀行までご連絡をお願いします。ご連絡の遅れた場合、または、銀行へのローン返済が遅延している場合には、一部利息等の支払いがされないことがあります。銀行から保険金・見舞金支払事由の発生の報告を受けた場合、保険会社から銀行に対してローン契約の内容を確認させていただきます。また、保険会社もしくは保険会社の委託した調査機関により支払事由報告内容の確認をさせていただく場合があります。確認させていただく内容は、保険金・見舞金のお支払いを迅速かつ確実に行うという目的以外には用いません。
- 万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険契約に加入していること、および加入している保険契約の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類、代理請求人制度など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

■ 代理請求人制度

- 被保険者に保険金および見舞金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金および見舞金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次に掲げる方のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を保険会社に申し出て、保険会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金および見舞金を請求することができます。
 - ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
 - ②①に規定する方がいない場合または①に規定する方に保険金および見舞金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③①および②に規定する方がいない場合または①および②に規定する方に保険金および見舞金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- 被保険者に保険金および見舞金を請求できない事情がある場合の具体例
 - ・事故や病気等で寝たきり状態となり、被保険者が保険金および見舞金を請求する意思表示ができない場合
 - ・病名が医師から被保険者に告知されず、ご家族のみが知っている場合 など
- 保険金および見舞金お支払い後の注意事項
 - ・代理請求をされた方に保険金および見舞金をお支払いした場合には、その後被保険者からその保険金および見舞金についてご請求を受けても、重複してのお支払いはいたしません。
 - ・保険金をお支払いすることにより、ローンの返済が不要となり、債務の引き落としがされなくなること等の理由により、被保険者が病名に気づいてしまう場合があります。

■ 保険金(見舞金を含みます)の請求必要書類

- 場合により、以下以外の書類をご提出いただくことや、以下の書類を省略させていただくこともあります。書類の取得に際しての費用は被保険者負担となります。
 - ①保険金・見舞金支払請求書
 - ②保険会社所定の医師の診断書
 - ③保険会社所定の入院もしくは通院した病院または診療所の入院もしくは通院証明書
 - ④保険会社所定の事故状況報告書(交通事故の場合、交通事故証明書)
 - ⑤被保険者の住民票または被保険者の氏名の記載がある戸籍謄本もしくは戸籍抄本
 - ⑥保険会社所定の勤務先等による就業不能の期間に関する報告書
 - ⑦保険会社所定の被保険者による就業不能の状態に関する申告書
 - ⑧被保険者の保険契約の対象となる債務および返済を証する書類

■ 保険金(見舞金を含みます)のお支払い時期

- ご請求に必要な書類が保険会社に到着した日からその日を含めて5営業日以内に保険金・見舞金をお支払いします。ただし、保険契約の締結時から保険金・見舞金の請求時までには保険会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、確認する事項と確認を終える時期を通知します。

■ 時効

- 保険金その他この保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

その他ご留意いただきたいこと

■ 生命保険契約者保護機構

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、見舞金額等が削減されることがあります。
- 保険会社が経営破綻に陥った場合、保険金、見舞金等の支払が一定期間凍結されたり、ご契約時の保険金額、見舞金額等が削減されることがあります。
- SBI生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構の会員であり、経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、見舞金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

■ 指定紛争解決機関および生命保険相談所

- この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会が設けられ、契約者等の正当な利益の保護が図られています。

■ 個人情報の取り扱いについて

この保険契約へのご加入にあたっては、以下の個人情報の取り扱いについてご同意いただく必要があります。ご同意いただけない場合、この保険契約にご加入いただくことはできません。

● 個人情報の取得について

「契約申込書兼告知書兼同意書」に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、借入金額・期間等の他、保健医療等の機微(センシティブ)情報を含みます)(以下、「個人情報」といいます)は、当該書面に記載の保険契約者である金融機関等(以下、「保険契約者」といいます)が取得し、保険契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)に提供いたします。保険契約者から提出をお願いした医師の「健康診断結果証明書」や「診断書」等の書類に記載の個人情報も同様です。なお、保険会社は、これら書類を作成した医療機関等に対して当該書面の記載内容に関して質問し、お客様の保健医療等の機微(センシティブ)情報を取得する場合があります。

● 利用目的について

保険契約者は、本保険契約の運営において入手する個人情報を、本保険契約の事務手続きのために利用します。また本保険契約の加入諾否結果をローンのお借入れに際し利用することがあります。保険会社は、お客様の個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用いたします。

- ① 各種保険のお引受・ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ② 保険会社からの関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

● 機微(センシティブ)情報の取得、利用について

保険会社は、保健医療情報などの機微(センシティブ)情報を業務上必要な範囲でのみ取得し、利用いたします。

なお、病歴や健康診断の結果等に関する情報は、個人情報の保護に関する法律に定める要配慮個人情報として、関連法令や金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に従って適切に取り扱います。

● 再保険引受会社への個人情報提供について

保険会社は、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険を含む)を行うことがあり、再保険引受会社において当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金等支払いに利用するために、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および、健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険引受会社に提供することがあります。

● 保険会社から保険契約者への個人情報提供について

保険会社は、加入諾否結果等、保険契約の運営に必要な情報を保険契約者に提供します。

● 個人情報の継続利用について

今後、借入金額および借入期間等、お客さまの個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

また、引受保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

● 保険会社におけるお客さまの個人情報の取り扱いの詳細について

SBI生命およびSBIグループにおけるお客さまの個人情報の利用、管理およびそれらの目的等、取り扱い、ならびに共同利用についての詳細は、ホームページ <https://www.sbilife.co.jp/corporate/compliance/privacy.html>にてご確認ください。

● 個人情報取扱事業者の住所、名称、代表者

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

SBI生命保険株式会社

代表取締役社長 小野 尚